

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第114号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第29条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により徴収する個人の市民税若しくは府民税、固定資産税、軽自動車税又は都市計画税を納付する指定代理納付者は、納付の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を歳入徴収者に送信するとともに、別に市長が定めるところにより歳入を収納機関（特徴金融機関を除く。）に払い込まなければならない。

第31条第2項第1号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第43条の2第1項第1号中「金銭登録機」の右に「（これと同等の機能を有する装置を含む。）」を加える。

第57条第18号中「臨時福祉給付金」の右に「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を加え、同条第19号を削る。

別表第2 1中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号から第75号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第40号 削除」を「第40号 東山総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）」に、「第124号 計量検査所長」を「第124号 削除」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会計室)